令和7年6月4日 資料 5

議題5 令和6年度名古屋市児童相談 所実績等の概要について

子ども青少年局

令和6年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、 子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和6年度 の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

令和6年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,371件で、前年度の3,490件と比べ119件(▲3.4%)減少しましたが、高止まりの状況が続いています。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,774件で最も多く、全体の 52.6%を占めています
- 虐待の種別は、心理的虐待が 2, 0 2 9 件で最も多く、全体の 6 0. 2 % を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は1,191件で、前年度の1,216件と比べ25件(▲2.1%)減少しましたが、高止まりの状況が続いています。

令和6年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

1 相談対応件数

令和5年度と比べると、全体の相談対応件数は 2.2%減、虐待相談対応件数は 3.4%減 とともに減少しました。

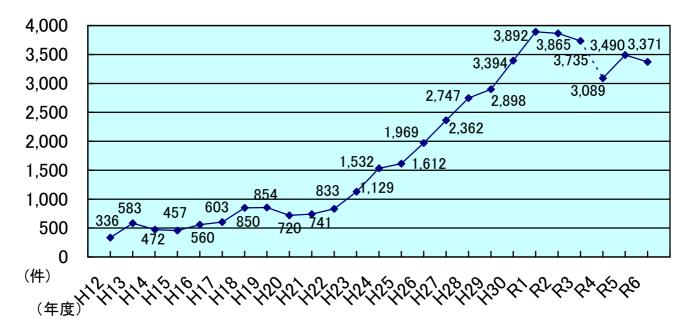
(単位:件)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減
養護相談[虐待相談再掲]	5, 873 [3, 490]	5, 897 [3, 371]	24(0.4%増) [▲119(3.4%減)]
障害相談	170	170	0 (増減無)
非行相談	275	244	▲31(11.3%減)
育成相談	540	510	▲30(5.6%減)
その他	271	152	▲119(43.9%減)
計	7, 129	6, 973	▲156 (2.2%減)

^{※ 「}その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの 等、各区分に分類できないもの。

2 児童虐待に関する相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数の推移(児童虐待の防止等に関する法律施行以降) 児童虐待相談対応件数は3,371件で、前年度から119件減となりました。



※ 令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、 令和4年度以降は新規受付相談への対応件数。

(2) 主な相談経路

令和5年度と同様に、警察からの相談が最も多く、全体の約5割を占めました。

(単位:件)

				r		- <u> - - - - - - - - - </u>
区 分	令表	和 5 年度		令 矛	和6年度	
家族	155	(4.4%)	[4]	118	(3.5%)	[4]
親族	26	(0.7%)	[9]	45	(1.3%)	[8]
近隣・知人	429	(12.3%)	[2]	431	(12.8%)	[3]
児童本人	25	(0.7%)	[10]	35	(1.0%)	[9]
福祉事務所	107	(3.1%)	[5]	58	(1.7%)	[7]
児童委員	1	(0.0%)	[11]	2	(0.1%)	[11]
保健センター	33	(1.0%)	[8]	25	(0.8%)	[10]
医療機関	92	(2.6%)	[6]	98	(2.9%)	[5]
児童福祉施設	71	(2.0%)	[7]	82	(2.4%)	[6]
警察	1, 948	(55.8%)	[1]	1,774	(52.6%)	[1]
学校等	414	(11. 9%)	[3]	522	(15. 5%)	[2]
その他	189	(5.5%)		181	(5.4%)	_
計	3, 490			3, 371		

- ※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS(電話相談)等。
- ※ 【 】囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

(3) 主たる虐待者について

令和5年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位:件)

区分	令和5年度		令和 6	6年度
実父	1, 293	(37. 1%)	1, 265	(37.5%)
実父以外の父親	182	(5.2%)	152	(4.5%)
実母	1, 949	(55.8%)	1, 904	(56. 5%)
実母以外の母親	19	(0.5%)	8	(0.2%)
その他	47	(1.4%)	42	(1.3%)
計	3, 490		3, 371	

^{※ 「}その他」は、祖父母、叔父叔母等。

(4) 虐待の種別

令和5年度と同様に、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位:件)

区 分	令和5年度		令和6年	
心理的虐待	2, 105	(60.3%)	2, 029	(60.2%)
ネグレクト	504	(14.5%)	460	(13.7%)
身体的虐待	863	(24.7%)	851	(25.2%)
性的虐待	18	(0.5%)	31	(0.9%)
計	3, 490		3, 371	

(5)被虐待児童の年齢の状況

令和5年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位:件)

区分	令和5年度		令和6年	三度
0歳から3歳未満	619	(17.7%)	569	(16.9%)
3 歳以上学齢前児童	790	(22.6%)	693	(20.5%)
小学生	1, 206	(34.6%)	1, 191	(35.3%)
中学生	550	(15.8%)	582	(17.3%)
高校生・その他	325	(9.3%)	336	(10.0%)
計	3, 490		3, 371	

^{※ 「}その他」は専門学校生、就労等。

(6)被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、最も多いのは心理的虐待でした。

(単位:件)

区分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0歳から3歳未満	432	88	47	2	569
3 歳以上学齢前児童	471	106	115	1	693
小学生	651	162	371	7	1, 191
中学生	296	71	202	13	582
高校生・その他	179	33	116	8	336
計	2, 029	460	851	31	3, 371

^{※ 「}その他」は専門学校生、就労等。

(7)対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和5年度と概ね同じでした。

(単位:件)

区 分	令和5年度		令和6年	度
面接指導等	3, 403	(97.5%)	3, 282	(97.4%)
児童福祉施設へ入所	76	(2.2%)	68	(2.0%)
里親等委託	11	(0.3%)	21	(0.6%)
計	3, 490		3, 371	

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和5年度から25件減少しました。

	·		
区	分	令和5年度	令和6年度
被虐待	尼の一時保護件数	1,216件	1,191件
	延べ日数	40,055 日	39, 309 日
(参考)	一時保護総件数	2,041 件	2,089件
(参考)	延べ日数	60, 793 日	66, 465 日

(9) 児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)の申立て状況 令和6年度の申立件数は9件となりました。

区分	令和5年度	令和6年度
申立て件数	6件	9件
児童数	9 人	11人

※ 児童福祉法第 28 条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても 親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入 所の措置をとることができると定めています。

(10) 児童福祉法第 33 条 (家裁の承認を得て行う一時保護延長) の申立て状況 令和 6 年度の申立件数は 9 件となりました。

区分	令和5年度	令和6年度
申立て件数	20 件	9件
児・・・数	23 人	9 人

[※] 児童福祉法第 33 条は、親権者の意思に反して、2 か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

(11) 児童福祉法第33条の7(親権喪失等)の申立て状況

令和6年度は親権停止にかかる審判を1件申立てました。 (単位:件)

区 分	令和5年度	令和6年度
親権喪失	0	1
親権停止	1	1
管理権喪失	0	0

※ 児童福祉法第33条の7は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管 理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長 も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和6年度は出頭要求を6件実施しました。

(単位:件)

区分	令和5年度	令和6年度	
出頭要求	7 6		
立入調査	0	0	
再出頭要求	0 0		
臨検・捜索	0	0	

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期すため、 児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出 頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・捜索等の 制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和6年度は被措置児童等虐待の通告受理は11件でした。

(単位:件)

年 度		受理件数	内 訳			
			調査報告済み			調査中
			虐待該当	非該当	炯	
令和 5 4		7	7	5	2	-
令和6年		11	7	4	3	4

※ 児童福祉法第 33 条の 11 は、施設職員等は施設入所児童等である被措置児童等 の心身に有害な影響を及ぼす行為や虐待をしてはならないと定めています。